

広島市規則第 6 3 号

令和 7 年 9 月 3 0 日

広島市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会に対する事務委任規則（昭和 4 1 年広島市規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

本則中「学校基本調査に関する」を「次に掲げる」に改め、本則に次の
各号を加える。

- (1) 学校基本調査に関する事務
- (2) 広島市安佐北食育交流センターの管理及び運営に関する事務（使用
料の徴収に係る事務を除く。）

附 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。